

アップデート法改正

第8回/全8回



社会保険労務士
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

❖ 社会保険に関する一般常識 社会保険労務士法 ❖

(1) 社会保険労務士の使命 (法1条)

社会保険労務士法の目的規定を改め、社会保険労務士の使命規定としました。

改正前	この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。
改正後	社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

目的規定が使命規定に変わったことにより、主語が「社会保険労務士は」となり、社会保険労務士の使命が明確になりました。また、「寄与する」こと（責務）が「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与する」の一つだったのが、3つになり、これまでの「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施」に加え、「適切な労務管理の確立」及び「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成」が新たに規定されました。「資する」こと（貢献）については、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」が掲げられていたのに加え、「社会保障の向上及び増進」が掲げられ、その上で、「豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資する」ことを使命として規定しました（令和7年6月25日施行）。

横断、「社会保険労務士の使命」の規定は、社会保険労務士法人について準用することとされています（法25条の20）。

(2) 社会保険労務士の業務 (法2条1項)

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

i ~ ii 略

iii 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む）。